

# 令和6年度高知県漁業就業者確保委託事業仕様書

## 第1 事業の主旨

本事業は、漁業者の減少や高齢化が進む中、新規漁業就業者を確保するため、関西及び県内での漁業就業フェアの開催や関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催等に取り組むことで、漁業就業希望者の増加に繋げることを目的とする。

## 第2 事業内容

### 1 関西での漁業就業フェアの開催

関西で漁業就業フェアを以下のとおり開催すること。

#### (1) 開催の実施時期・回数

令和6年9月に1回開催することとし、開催日時については一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）と協議のうえ決定すること。

#### (2) 開催会場

- ア 会場は大阪府大阪市とし、400㎡以上の面積を有する会場とすること。
- イ 会場は、梅田駅等の大規模な駅の周辺にあり、集客に効果的な場所とすること。
- ウ 会場のレイアウトは、受託者の提案をもとにセンターと協議のうえ決定すること。
- エ 会場内は大漁旗や高知家ののぼり旗等で装飾し、高知県らしさを演出すること。
- オ 会場スタッフの服装は、来場者が一目でスタッフであると認識できるものにする。
- カ 来場者がアンケート等の記入や休憩が可能なスペースを設けること。
- キ センターと相談のうえ、感染症対策を検討すること。

#### (3) 出展者

- ア 出展者の募集は、受託者が行うこと。県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。
- イ 募集にあたっては、以下のことを明示すること。
  - (ア) 出展候補者として採択された後、「5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援」で実施する研修会を受講することが出展の条件であること。
  - (イ) フェアにおける漁業種類のバランス等を考慮し、出展を制限することがあること。
- ウ 出展者の選定は、センターが行うこととする。

#### (4) 就業相談

県内の漁業経営体による就業相談を以下のとおり実施すること。

- ア 会場内には漁業経営体に来場者の就業相談等に応じるための個別ブースを設置することとし、漁業経営体分とは別に、センター及び関係機関が使用するためのブースを3ブース設置すること。
- イ 県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。
- ウ 出展する漁業経営体を20社以上集めることとし、出展に向けて漁業経営体との連絡・調整

を行うこと。

エ フェアに出展する漁業経営体の紹介冊子を作成し、来場者に配布すること。

オ 来場者が、本県で漁業に就業した先輩漁師と会話ができるコーナーを設置すること。

なお、フェアで対応する先輩漁師に対しては、謝金（2万円）及び自宅から会場までの往復にかかる旅費（宿泊費含む）を支払うこと。また、先輩漁師の選定は、センターと相談のうえ行うこと。

カ 出展する漁業経営体に対しては旅費の補助として、1経営体あたり1万円を支払うこと。

キ 来場者が自己のプロフィールや就業相談の内容等を記載するための様式（コミュニケーションシート）について、以下の要領で運用できる効率的な体制を確保すること。

（ア）コミュニケーションシートの様式は、センターが指定し、受付番号を付すこととする。

（イ）受託者は、来場者の入場時にコミュニケーションシートを手渡し、必要事項を記入してもらったうえで原本を複数枚数コピーし、当該来場者に手渡すこととし、原本は保管すること。

ク 受託者は出展者に対し、来場者が訪れたブースを把握できるような様式を配布し、その取扱について事前に説明すること。

ケ キとクに係わらず、受託者が効率的な方法を提案し、センターが認めた場合は、受託者の提案を採用することとする。

#### （5）VR動画等による本県漁業のPR

ア 支援制度や経営体のパンフレットを展示紹介する高知県漁業情報コーナーを設置すること。

イ 県内の漁業を紹介するVR動画の視聴を以下のとおり実施すること。

（ア）センターが所有する7漁業種類（かつおの一本釣りや養殖業など）のVR動画をそれぞれ視聴できるようなブースを設置すること。

（イ）視聴ブースには、VRゴーグルを7セット用意すること。

ウ 来場者に対して県内漁業をPRするためのモニターを用意することとし、モニターで放映する内容についてはセンターと協議のうえ決定すること。

#### （6）WEBページの制作・発信

フェアへの集客を図るためのWEBページを以下のとおり制作すること。

ア フェアの開催内容や本県漁業の魅力等を掲載した訴求力のあるWEBページを令和6年6月末までに制作し、情報発信を行うこと。

イ ドメインは、センターホームページドメインのサブドメインとすること。

ウ サイトへの訪問者がチャット形式で相談可能な機能を備えること。

エ 問い合わせが想定される内容については、情報掲載において工夫を行い、WEBサイト訪問者が情報収集しやすいようにすること。

オ 月ごとの閲覧者数等について、原則翌月5日までにセンターに報告すること。

カ WEBページの閲覧数が低調である場合は、閲覧数を増やすための工夫を施すこと。

なお、その内容については、センターと随時協議すること。

キ 本WEBサイトは、契約期間である令和7年3月31日まで閲覧可能な状態にすること。

(7) 集客

本県漁業の就業に関心をもった来場者を 50 名以上確保すること。

なお、来場者とは、コミュニケーションシートに記入し、受付まで提出した者をいう。

(8) 広報

関西圏を主要エリアとした広報を展開し、本県漁業への興味とフェアへの認知を喚起すること。

ア 令和 5 年度に作成し、センターが使用可能な「りょうまんくん」又は独自性とインパクトを備えた新たなキービジュアルを起用し、広報に活用すること。

イ 漁業への就業を希望する者の属性（海が好き、釣りが好き等）を調査・分析し、検索エンジンにおいて、リスティング広告及びディスプレイ広告をはじめとする効果的な WEB 広報を行うこと。

ウ 関西圏で効果的な新聞媒体にて、フェアの効果的な広報を行うこと。

エ フェア開催前の 1 か月間、Osaka Metro に加え JR 環状線及びゆめ咲線の全路線及び全車両のまど上に、フェアへの誘導を効果的に行うことができるポスター広告を掲載すること。

オ 駅構内のデジタルサイネージを 100 面以上活用し、インパクトのある広報を 2 週間以上実施すること。実施にあたっては、最も効果的と考えられるエリアを選定すること。

カ A4 両面カラーチラシ 5,000 部以上を制作し、高知県大阪事務所、関西の水産高校、専門学校、大学、釣具店、サーフショップ等の集客に効果が見込まれる機関・店舗等に送付すること。

なお、チラシには、スムーズな来場を促すための工夫を施すこと。

キ 漁業紹介動画を SNS に掲載する等、効果的な広報を行うこと。

ク その他、50 名以上を集客するために必要な広報を行うこと。

ケ 広報内容については、センターと協議して決定すること。

(9) アンケート

ア 出展者に対し、フェアへの意見等を把握するためのアンケート調査を実施すること。

イ 来場者に対し、フェアへの意見等を把握するアンケート調査を以下の要領で実施すること。

(ア) アンケート用紙には、コミュニケーションシートの受付番号と同じ番号を付すなどして、記入者を突合できるようにすること。

(イ) アンケートは全員から回収するための工夫を行い、回収時には記載漏れを確認するように努めること。また記載漏れがあった場合は、当該来場者に記載を促すこと。

ウ ア及びイのアンケート調査の内容は、センターと協議のうえ決定することとし、結果については、とりまとめて一覧表に整理するとともに、グラフや表等を用いて内容を分析したものをフェア終了から 10 日以内にセンターに提出すること。また、イの結果は出展者にもフィードバックすること。

## 2 関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催

関西の専門学校等での漁業就業セミナーを以下のとおり開催すること。

(1) 対象校の選定

- ア 動植物関連や釣り等、漁業就業に効果的と思われる関西の専門学校や大学等を対象に開催すること。
- イ 対象校については、センターと協議のうえ選定すること。
- ウ 受託者は対象校に対して、セミナーを開催する趣旨を説明し、対象校の了解を得ること。
- エ 受託者は、対象校に確認のうえ、就職活動を実施中又はこれから就職を検討する学生を対象とすること。
- オ 受託者は、原則として、セミナーの開催にかかる対象校との調整及びセミナーの運営を行うこと。

#### (2) 開催の実施時期・回数

- ア 令和6年9月末までに6校でそれぞれ1回以上開催することとし、開催日時についてはセンターと協議のうえ決定すること。
- イ 対象校との日程調整は、受託者が行うこと。

#### (3) セミナー内容

- ア セミナーの開催内容やレイアウトは対象校の意向を確認し、センターとの協議のうえ決定すること。
- イ セミナーは、VR動画を活用するなど、本県漁業への就業を促すような内容で実施すること。
- ウ センターと協議のうえ、漁業現場の内容を説明する者を漁業経営体等から選定すること。
- エ 漁業経営体等に対しては、自宅から会場までの往復にかかる旅費（宿泊費含む）を支払うこと。  
なお、1経営体1回あたりの旅費は、最大1名分とすること。
- オ セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめて一覧表に整理するとともに内容を分析したものをセミナー実施から10日以内にセンターに提出すること。

#### (4) その他

- 「1 関西での漁業就業フェアの開催」、「3 一般社団法人高知県UIターンサポートセンターと連携した関西での一次産業就業イベント」の広報にかかる情報をセミナー出席者に周知すること。

### 3 一般社団法人高知県UIターンサポートセンターと連携した関西での一次産業就業イベントの広報及び出展にかかる調整業務

一般社団法人高知県UIターンサポートセンターと連携した関西での一次産業就業イベントの広報及び調整業務を以下のとおり行うこと。

#### (1) 広報の実施時期

- 令和6年10月に大阪府大阪市内で予定されている標記イベントについて、開催情報をセンター等から随時入手し、イベント開始の概ね1か月前程度から、集客に効果的な広報を実施すること。内容及び時期については、センターと協議のうえ、決定すること。

#### (2) 広報内容

- ア 関西を主要エリアとしてイベントの開催を広報すること。

- イ 漁業への就業に関心がある者に対して効果的にイベントの開催を広報できるよう、検索エンジンにおいてリスティング広告及びディスプレイ広告をはじめとする効果的な広報を行うこと。
- ウ 漁業関係出展ブースへの20名以上の来場を目指し、効果的な広報を実施すること。  
なお、来場者とは、一般社団法人UIターンサポートセンターが指定する、来場者が自己プロフィールや就業相談の内容等を記載するための様式に記入し、受付まで提出した者をいう。

### (3) 出展者の募集及び連絡調整

- ア 出展者の募集及び出展者との連絡調整は、受託者が行うこと。  
なお、受託者が集める出展者数は、10～15社を想定しているが、変更もあり得る。
- イ 県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。
- ウ 募集にあたっては、以下のことを明示すること。
  - (ア) 出展候補者として採択された後、「5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援」で実施する研修会を受講することが出展の条件であること。
  - (イ) フェアにおける漁業種類のバランス等を考慮し、出展を制限することがあること。
- エ 出展者の選定は、センターが行うこととする。

## 4 県内での漁業就業フェアの開催

県内での漁業就業フェアを以下のとおり開催すること。

### (1) 開催の実施時期・回数

令和6年8月に1回開催することとし、開催日時についてはセンターと協議のうえ決定すること。

### (2) 開催会場

- ア 会場は高知市内とし、集客に効果的な会場とすること。
- イ 近隣に、無料又は有料の駐車スペースを十分に有する会場とすること。
- ウ 会場のレイアウトは受託者の提案をもとに、センターと協議のうえ決定すること。
- エ 会場内は大漁旗や高知家ののぼり旗等で装飾し、高知県らしさを演出すること。
- オ 会場スタッフの服装は、来場者が一目でスタッフであると認識できるものにする。
- カ 来場者がアンケート等の記入や休憩が可能なスペースを設けること。
- キ センターと相談のうえ、感染症対策を検討すること。

### (3) 出展者

- ア 出展者の募集は、受託者が行うこと。県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。
- イ 募集にあたっては、以下のことを明示すること。
  - (ア) 出展候補者として採択された後、「5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援」で実施する研修会を受講することが出展の条件であること。

(イ) フェアにおける漁業種類のバランス等を考慮し、出展を制限することがあること。

ウ 出展者の選定は、センターが行うこととする。

#### (4) 就業相談

県内の漁業経営体による就業相談を以下のとおり実施すること。

ア 会場内には漁業経営体やセンターが来場者の就業相談等に応じるための個別ブースを設置すること。

イ 県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。

ウ 出展する漁業経営体を7社以上集めることとし、出展に向けて漁業経営体との連絡・調整を行うこと。

エ フェアに出展する漁業経営体の紹介冊子を作成し、来場者に配布すること。

オ 来場者が自己のプロフィールや就業相談の内容等を記載するための様式（コミュニケーションシート）について、以下の要領で運用できる効率的な体制を確保すること。

(ア) コミュニケーションシートの様式は、センターが指定し、受付番号を付すこととする。

(イ) 受託者は、来場者の入場時にコミュニケーションシートを手渡し、必要事項を記入してもらったうえで原本を複数枚数コピーし、当該来場者に手渡すこととし、原本は保管すること。

カ 受託者は出展者に対し、来場者が訪れたブースを把握できるような様式を配布し、その取扱について事前に説明すること。

キ オとカに係わらず、受託者が効率的な方法を提案し、センターが認めた場合は、受託者の提案を採用することとする。

#### (5) VR 動画等による本県漁業の PR

ア 支援制度や経営体のパンフレットを展示紹介する高知県漁業情報コーナーを設置すること。

イ 県内の漁業を紹介する VR 動画の視聴を以下のとおり実施すること。

(ア) センターが所有する7漁業種類（かつおの一本釣りや養殖業など）の VR 動画をそれぞれ視聴できるようなブースを設置すること。

(イ) 視聴ブースには、VR ゴーグルを7セット用意すること。

(ウ) 来場者に対して県内漁業を PR するためのモニターを用意することとし、モニターで放映する内容についてはセンターと協議のうえ決定すること。

#### (6) WEB ページの制作・発信

フェアへの集客を図るための WEB ページを以下のとおり制作すること。

ア フェアの開催内容や本県漁業の魅力等を掲載した訴求力のある WEB ページを令和6年6月末までに制作し、情報発信を行うこと。

イ ドメインは、センターホームページドメインのサブドメインとすること。

ウ 月ごとの閲覧者数等について、原則翌月5日までにセンターに報告すること。

エ WEB ページの閲覧数が低調である場合は、閲覧数を増やすための工夫を施すこと。

なお、その内容については、センターと随時協議すること。

オ 漁業への就業を希望する者の属性（海が好き、釣りが好き等）を調査・分析し、検索エンジ

ンにおいて、リスティング広告及びディスプレイ広告をはじめとする効果的な WEB 広報を行うこと。

カ 本 WEB サイトは、契約期間である令和 7 年 3 月 31 日まで閲覧可能な状態にすること。

#### (7) 集客

30 名以上の来場者を確保すること。なお、来場者とは、コミュニケーションシートに記入し、受付まで提出した者をいう。

#### (8) 広報

高知県内を主要エリアとした広報を展開し、本県漁業への興味とフェアへの認知を喚起すること。

ア 令和 5 年度に作成し、センターが使用可能な「りょうまんくん」又は独自性とインパクトを備えた新たなキービジュアルを起用し、広報に活用すること。

イ 高知県内での集客に効果的な新聞媒体にて、フェアの効果的な広報を行うこと。

ウ A4 両面カラーチラシを 5,000 部以上制作し、県内の高校、専門学校、大学、漁協、釣具店、サーフショップ等の集客に効果が見込まれる機関・店舗等に送付すること。

エ センター会員の市町村と連携し、フェアの開催情報が広報紙へ掲載されるよう努めること。

オ その他、30 名以上を集客するために必要な広報を行うこと。

カ 広報内容は、センターと協議して決定すること。

#### (9) アンケート

ア 出展者に対し、フェアへの意見等を把握するためのアンケート調査を実施すること。

イ 来場者に対し、フェアへの意見等を把握するアンケート調査を以下の要領で実施すること。

(ア) アンケート用紙には、コミュニケーションシートの受付番号と同じ番号を付すなどして、記入者を突合できるようにすること。

(イ) アンケートは全員から回収するための工夫を行い、回収時には記載漏れを確認するように努めること。また記載漏れがあった場合は、当該来場者に記載を促すこと。

ウ ア及びイのアンケート調査の内容は、センターと協議のうえ決定することとし、結果については、とりまとめて一覧表に整理するとともに、グラフや表等を用いて内容を分析したものをフェア終了から 10 日以内にセンターに提出すること。また、イの結果は出展者にもフィードバックすること。

## 5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援

漁業就業フェア等での県内事業者の面談やフェア出展時の装飾等のスキルアップを目的とした効果的な研修会を以下のとおり開催すること。

#### (1) 開催の実施時期・回数

ア 令和 6 年 7 月末までに研修会を 1 回開催すること。

イ 開催時間や実施内容については、センターと協議のうえ決定すること。

#### (2) 開催会場等

ア 会場は高知市内とし、余裕をもって参加者全員を収容できる会場とすること。

イ 必要に応じて事業者がオンラインで参加できる体制を整えること。

ウ 開催当日に参加できない事業者のために、e-ラーニングで受講できる体制を整えること。

(3) 講師の選定

面談スキルの向上や就業フェアへの出展にかかるブース装飾等に知見を有し、参加事業者のスキル向上に資する講師を1名以上選定すること。

(4) 県内事業者の募集

センターと協議のうえ、漁業経営体等に対し、研修会への参加募集を行うこと。

(5) その他

ア 受託者は、研修会の開催に向けて、事前に講師と実施内容を調整すること。

イ 研修会に参加した経営体に対しアンケート調査を実施し、研修会の評価や要望等の意見を収集すること。また、結果をとりまとめて一覧表に整理するとともに内容を分析したものを研修終了から10日以内にセンターに提出すること。

なお、e-ラーニングでの受講者に対するアンケートは、受講直後に実施することとし、その結果をすみやかにセンターに提出すること。

### 第3 実施体制

以下の点を踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

1 関西での漁業就業フェアの開催

フェアの準備や運営、県内事業者等との連携に必要な人員を確保すること。

2 関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催

セミナーの準備や運営、対象校や県内事業者等との調整や連携に必要な人員を確保すること。

3 一般社団法人高知県UIターンサポートセンターと連携した関西での一次産業就業イベントの広報及び出展にかかる調整業務

標記イベントにおける来場者確保のために効果的な広報の実施や出展者との連絡調整などに必要な人員を確保すること。

4 県内での漁業就業フェアの開催

フェアの準備や運営、県内事業者等との連携に必要な人員を確保すること。

5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援

スキルアップ研修会の準備や運営に必要な人員を確保すること。

### 第4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 第5 業務計画書

本業務の受託後1週間以内に、体制図及び業務ごとのスケジュールを記載した業務計画書を提

出し、内容について受託者に説明すること。

## 第6 業務進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況等を翌月の原則5日までにセンターへ報告すること。

## 第7 業務実績報告

受託者は、本業務が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、センターに提出しなければならない。提出物は紙媒体1部及びデータとする。データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

### 1 全体業務について

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 実施した業務の一覧

### 2 関西での漁業就業フェアの開催

- (1) フェアの開催内容を整理したもの
- (2) 出展事業者及び来場者の情報を整理し、一覧にしたもの
- (3) 就業相談の結果の写し及び結果を一覧に整理したもの
- (4) 出展者及び来場者のアンケート結果を一覧に整理したもの
- (5) WEBページの閲覧数を日別及び月別に整理したもの
- (6) フェアの実業相談や集客結果を分析し、書面（任意様式）に整理したもの  
※フェア開催日から30日以内にセンターに提出すること

### 3 関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催

- (1) セミナーにかかる内容を整理したもの
- (2) セミナー参加者のアンケート結果を一覧に整理したもの

### 4 一般社団法人高知県UIターンサポートセンターと連携した一次産業就業イベントの広報及び出展にかかる調整業務

- (1) 広報内容及び広報結果を整理したもの
- (2) 広報結果等を分析、整理したもの

### 5 県内での漁業就業フェアの開催

- (1) フェアの開催内容を整理したもの
- (2) 出展事業者及び来場者の情報を整理し、一覧にしたもの
- (3) 就業相談の結果の写し、及び結果を一覧に整理したもの
- (4) 出展者及び来場者のアンケート結果を一覧に整理したもの

- (5) WEB ページの閲覧数を日別及び月別に整理したもの
- (6) フェアの就業相談や集客結果を分析し、書面（任意様式）に整理したもの  
※フェア開催日から 30 日以内にセンターに提出すること

#### 6 県内事業者の面談のスキルアップ等の支援

- (1) 研修会の内容を整理したもの
- (2) 参加した漁業経営体の情報を整理し、一覧にしたもの
- (3) 研修会の結果の写し、及び結果を一覧に整理したもの
- (4) 参加経営体のアンケート結果を一覧に整理したもの
- (5) 結果等を分析、整理したもの

#### 7 その他

- (1) 本業務において制作した広報物等を各 1 部

#### 第 8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第 1 に掲げる事業の主旨に沿い、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- 2 本業務により得られた成果物は原則としてセンターに帰属することとし、その成果物は他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- 3 本業務で取り扱う氏名、住所等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護等に関する法律等に基づき適正に行うこと。
- 4 本業務にかかる費用は、すべて受託者が負担すること。
- 5 本仕様書により難い事情が発生した場合には、センターと受託者が協議を行い、本業務の趣旨に沿った効果的な業務へ事業費を充当することとする。
- 6 その他、本仕様書に定めのない事項については、センターと受託者が協議して定めるものとする。